（就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等）

第八条　［略］

2　令第五条第四号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　［略］

三　修業年限の後半を含む当該修業年限の二分の一以上の期間において、学生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域をいう。第五号ハにおいて同じ。）以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四　［略］

五　大学の学部（短期大学の学科を除く。以下この号において同じ。）の学科を設置し、又は収容定員を増加させることに伴い、必要な限度において特定地域内学部収容定員を増加させる場合であって、次のいずれにも該当するものとして有識者の意見を聴いて文部科学大臣が認める場合

イ　特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科が、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二十五条の人材の育成に資するものであること。

(2)　理学又は工学に関するものであること。

ロ　次のいずれかに該当するものであること。

(1)　特定地域内学部収容定員を増加させる日の翌日から当該学科における修業年限に相当する年数に三年を加えた期間（(2)において「特定期間」という。）を経過する日までに、特定地域内に設置している学部等の入学定員を、増加させる特定地域内学部収容定員の数を当該修業年限に相当する年数で除して得た数以上の数減少させることその他これに準ずる方法により特定地域内学部等収容定員を減少させることと併せて、当該減少に係る学部等を置く大学等の設置者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲（令第四条第二項各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める数を超えない範囲。(2)において同じ。）内で特定地域内学部収容定員を増加させること。

(2)　特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、特定期間を経過する日までに、(1)に規定する方法により当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を超えない範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させること。

ハ　特定地域内学部収容定員を増加させる大学の学部の学科において、東京圏以外の区域内に存する地方公共団体その他の法人と連携して当該学科の学生に就業体験その他の当該区域内における活動に参加する機会を提供するとともに、当該大学が他の大学（設置する法人の主たる事務所が当該区域内に所在するものに限る。）との連携等を通じ当該区域内におけるデジタル社会形成

（就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合等）

第八条　［同上］

2　令第五条第四号の内閣府令・文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二　［同上］

三　修業年限の後半を含む当該修業年限の二分の一以上の期間において、学生が東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の存する区域をいう。）以外の区域に所在する校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、当該期間を通じて当該校舎でのみ行われる必修科目又は選択科目（大学の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべきものに限る。）が配当されているものに限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合

四　［同上］

［号を加える。］